

第240回 埼玉県都市計画審議会

議案概要一覧表

令和2年2月12日(水)

議案番号	議案名	決定権者	大臣 同意	整備局 調整	意見書 通数/人数
	概要	区域			
5231	所沢都市計画区域区分の変更について	県	有	有	38/38
	若松町地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。 市街化区域への編入面積 約14.4ha	所沢市			
5232	草加都市計画区域区分の変更について	県	有	有	0/0
	三郷北部地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。 市街化区域への編入面積 約24.6ha	三郷市			
5233	加須都市計画区域区分の変更について	県	有	有	0/0
	正能・戸崎地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。 市街化区域への編入面積 約5.7ha	加須市			
5234	羽生都市計画区域区分の変更について	県	有	有	0/0
	上岩瀬地区については、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。 市街化区域への編入面積 約8.3ha	羽生市			
5235	新座都市計画道路の変更について	県	無	無	4/15
	3・4・1号保谷・朝霞線について、社会状況の変化等を踏まえ、広域的な道路網の形成による交通の円滑化等、本路線の担うべき役割に応じた機能を適切に確保するため、市道第41-03号線から終点の都県境までの区間について、幅員及び線形を変更するとともに車線の数を定めるものです。併せて、名称を改めるものです。	新座市			
5236	和光都市計画道路の変更について	県	有	有	13/16
	3・2・13号志木和光線について、慢性的に発生している国道254号の混雑を緩和し、都県を跨ぐ交通を円滑にするため、区域を3・4・3号練馬川口線まで延伸するとともに、関連する3・4・3号練馬川口線の交差点部における一部区域の変更、3・4・4号諏訪越四ツ木線の終点位置の変更、交差する3・1・12号外環状道路との交差構造を変更するものです。併せて、3・4・3号練馬川口線及び3・1・12号外環状道路の車線数を決定するものです。	和光市			

議案番号	議案名	決定権者	大臣 同意	整備局 調整	意見書 通数/人数
	概要	区域			
5237	越谷都市計画道路の変更について	県	無	無	0/0
	3・3・1越谷吉川線について、緊急車両の通行を確保することによる災害時の防災性の向上などを図るため、一級河川中川左岸の橋梁取付け部の副道の一部区域を変更するものです。	吉川市			
5238	毛呂山・越生都市計画下水道の変更について	県	無	無	—
	将来人口及び汚水量原単位の見直しに伴い、毛呂山処理センターの区域を縮小する。 鳩山第2中継ポンプ場用地の一部が県道の道路事業地となるため、区域を縮小する。 【その他の施設】 毛呂山処理センター施設面積 約 79,000㎡ を約 59,000㎡ に変更 鳩山第2中継ポンプ場施設面積 約 780㎡ を約 740㎡ に変更	毛呂山町 越生町 鳩山町			
5239	戸田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	県	無	無	—
	産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障が無いかを建築基準法51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。 ○敷地に関する事項 用途地域：工業地域 敷地の位置：戸田市川岸一丁目3282番1、3282番5 敷地面積：22,442.59㎡ ○施設に関する事項 産業廃棄物処理施設 ・破碎施設 1基（新設） がれき類 処理能力：1,710 t/日	戸田市			